

発動指令電源における 供給力確保の蓋然性向上に向けた措置について

2026年10月22日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. はじめに

2. 制度詳細の検討

(1) 充当上限容量と約定価格（契約単価）の考え方

(2) 充当上限容量の算定時期

(3) 充当ロジック

(4) 実施判断

(5) 実運用に係る扱い

(6) 適用時期・運用スケジュール

3. まとめ

- 発動指令電源については、実需給年度の4年前に実施するメインオークションにおいて、将来的に確保すると計画している容量（ビジネスプラン）を用いて応札容量を決定している。
- 実効性テストまでに落札容量となるリソースを確保できない場合、実効性テスト後に市場退出となることから、他の電源等区分と比較して市場退出割合が高い傾向にあり、結果として落札容量の一部が枠取りとなってしまうケースがある。
- この枠取りによって不落札となった電源等については、追加オークションのうち調達オークションが開催されない場合、容量市場への参加機会がなくなることから、当該電源等に対する一定の手当てを検討した。
- 第76回本検討会では、調達オークションが開催されない場合に容量市場への参加機会を与える措置※として、発動指令電源のメインオークション落札容量のうち市場退出となった容量（以下、「市場退出容量」という）に対して上記の電源等を充当する措置（以下、「充当措置」という）を講じる方向性を整理した。
 - ※ 本措置により、実需給年度に近づくことではじめて供給力として確保することができる電源等に対しても、容量市場への参加機会が与えられる。また、実効性テストの達成率が100%を上回る電源等（過達分）の約定可能性が本措置で高まることに加え、実効性達成率として有利な立場となるため、枠取りの低減に寄与するものと考えられる
- 今回は、充当措置に関する詳細設計を行ったため、ご議論いただきたい。

- 第76回の本検討会において、調達オークションが開催されない場合に、発動指令電源のメインオークション落札容量のうち市場退出となった容量を上限として、充当措置を講じる方向性を整理した。

第76回 容量市場の在り方等に関する検討会
資料5 (2026年9月1日)

4. 課題における検討の方向性

68

検討③：発動指令電源における供給力確保の蓋然性向上に向けた措置について (3/3)

- 具体的には、追加オークションが開催されない場合、発動指令電源のメインオークション落札容量のうち、市場退出となった容量に対し、メインオークションにおいて不参加・不落札であった電源等や、実効性テストの達成率が100%を上回る電源等（過達分）を充当する措置を講じることとしてはどうか。
- ただし、過度な容量拠出金負担を回避する観点から、リリースオークションの開催を検討する状況であるなど、実需給において十分な供給力が見込まれる場合は実施しないこととしてはどうか。
- なお、実効性テストの達成率が100%を上回る場合は、過達分の約定可能性が本措置で高まることに加え、実効性達成率として有利な立場となるため、枠取りの低減に寄与するものとも考えられる。



※1 メインオークション不参加・非落札電源においては、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が対象

※2 メインオークションにて落札した発動指令電源においては、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値からメインオークションの落札容量を差し引いた値が対象

- 発動指令電源の充当措置について、第76回の本検討会においては、充当措置を講じることによる容量抛出金への影響や、リリースオークション開催時における充当措置の扱いなども含め、詳細設計に向けたご意見をいただいた。

＜第76回本検討会でのご意見（抜粋）＞

- 追加オークションに取っておいた2%分を全量メインオークションに回す改革がなされた。その結果、出てくるであろう1つの弊害が追加オークション開催の可能性が下がって、発動指令電源を中心としたものの応札機会が失われるのではないかということを懸念していたが、それに対するすごく良い回答が出てきた。リリースオークションが行われる時にはやめるというのはすごく合理的な提案だが、一方で足元の状況からしてリリースオークションは起きそうにないので、あまり弊害がないと思う。リリースオークションが実際に起きた時には、それ以降、制度を見直しも含めて検討するという程度で十分なのではないかと思った。
- 追加オークションが全くないようなことになると、予見性が立たないので、ある程度、追加オークションがあるということを確保していくことは重要だと思うので、そういう面では充当措置に関しては、事務局の方向性について賛同したい。
- メインオークション時点では、リソースそのものが存在せず、不参加とならざるを得なかった発動指令電源に対し、実需給に近いタイミングで、容量市場への参入機会を付与する方向性については賛同する。一方で容量抛出金負担の観点では、追加オークションが開催されない状況において、さらに追加で容量を確保することは、過度な容量抛出金負担につながる可能性があると認識をしている。
- もし追加オークションが開催されない場合は充当するというのは、良い方向だと思う。ただ、リリースオークションの話で精査しなければいけないところも記載してあるが、こちらもまた議論していただくということで良いかと思う。

1. はじめに

2. 制度詳細の検討

(1) 充当上限容量と約定価格（契約単価）の考え方

(2) 充当上限容量の算定時期

(3) 充当ロジック

(4) 実施判断

(5) 実運用に係る扱い

(6) 適用時期・運用スケジュール

3. まとめ

2. 制度詳細の検討

- 第76回の本検討会では、充当措置の方向性（実施条件や参加対象等）について整理した。
- 今回は、**充当措置に関する詳細設計として、以下を検討した。**

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| (1) 充当上限容量と約定価格（契約単価）の考え方 | (4) 実施判断 |
| (2) 充当上限容量の算定期間 | (5) 実運用に係る扱い |
| (3) 充当ロジック | (6) 適用時期・運用スケジュール |

項 目	内 容	前回の本検討会での整理事項
充当措置の実施条件	既存の調達オークションが開催されない場合に実施	
参加対象	調達オークションで参加できる発動指令電源 - メインオークションにて落札した発動指令電源のうち、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量に調整係数を乗じたものからメインオークション契約容量を差し引いた値が1,000kWを上回るもの - メインオークションにて落札していない発動指令電源※のうち、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量に調整係数を乗じたものが1,000kWを上回るもの	
充当上限容量	発動指令電源のメインオークション落札容量のうち、 市場退出容量	
算定期間	今回の検討事項	
充当価格（契約単価）		
充当ロジック		
実施判断		
実運用に係る扱い		
適用時期・運用スケジュール		

※ メインオークションにおいて非落札の容量、及びメインオークション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の容量

2. 制度詳細の検討

(参考) 調達オークションにおけるメインオークションにて落札した発動指令電源の応札可能容量

- 調達オークションにおけるメインオークションにて落札した発動指令電源の応札可能容量は、「実効性テスト後の期待容量」から「メインオークション後のアセスメント対象容量」を差し引いた容量となる。

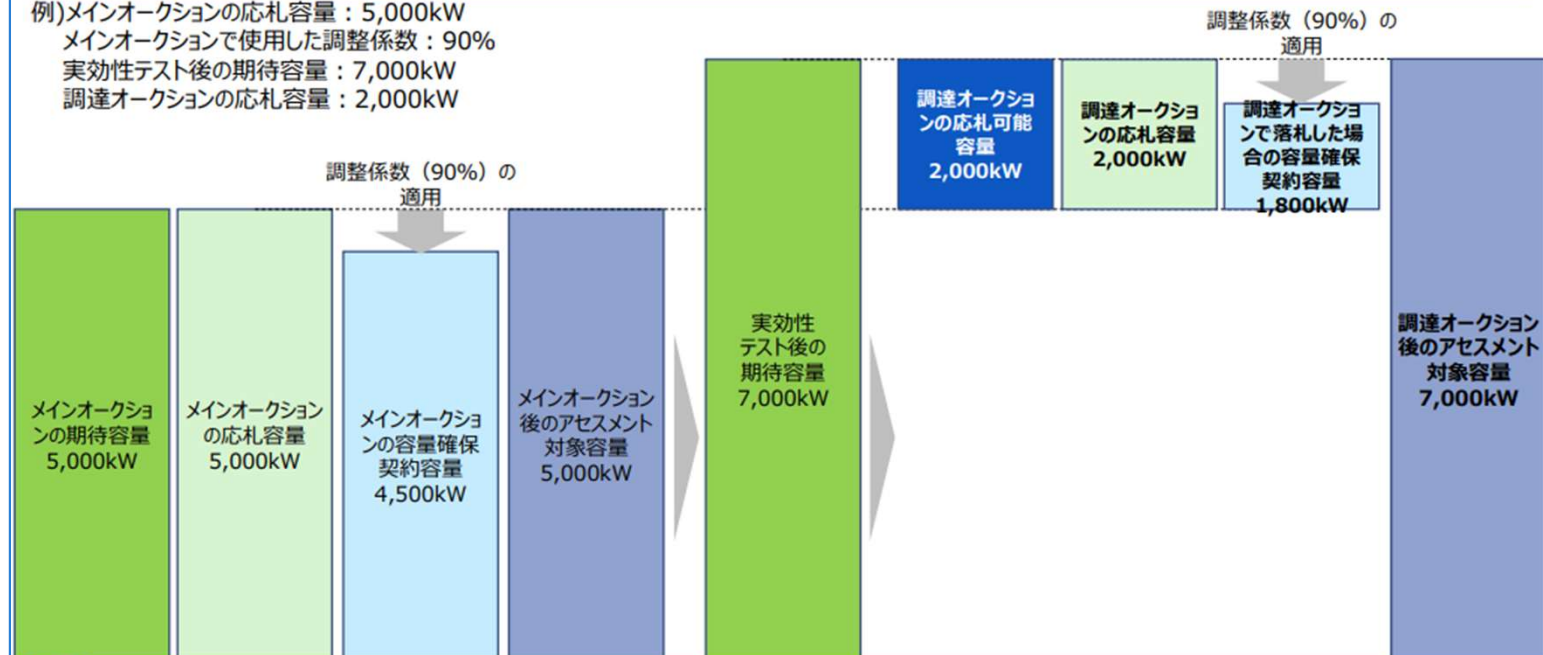
容量市場追加オークション制度説明会資料
(対象実需給年度2027年度)

(参考) メインオークションにて落札した発動指令電源の応札可能容量

24

- メインオークションにて落札した発動指令電源は、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量に対象実需給年度2027年度のメインオークションで使用した調整係数を乗じたものからメインオークションの契約容量を差し引いた値が1,000kW以上の場合は、調達オークションに応札が可能です。
- 応札可能容量は、実効性テスト後の期待容量からメインオークションの応札容量を差し引いた値になります。

例)メインオークションの応札容量：5,000kW
メインオークションで使用した調整係数：90%
実効性テスト後の期待容量：7,000kW
調達オークションの応札容量：2,000kW



2. 制度詳細の検討

(1) 充当上限容量と約定価格（契約単価）の考え方

- 充当措置は、既存の調達オークションが開催されない場合、発動指令電源に対して容量市場への参加機会を与え、**事業者の持続的な事業運営に配慮する措置**である。
- 他方で、調達オークションが開催されない場合とは、実需給年度に必要な供給力が既に確保されており、更なる供給力の確保を必要としない状況であることから、**過度な容量拠出金負担を及ぼさない前提で設計する必要**がある。
- このため、充当措置を実施する場合は、**メインオークションで落札した発動指令電源にかかる容量拠出金を上回らない前提**のもと、**充当上限容量と約定価格（契約単価）**について、**以下のとおり整理**することとしてはどうか。

【充当上限容量】

- 過度な調達を回避する観点から、発動指令電源のメインオークション落札容量のうち、**市場退出容量を上限**とする※1

※1 第76回の本検討会での整理事項

【約定価格（契約単価）】

- 充当措置は、メインオークションにおいて落札電源の枠取りがなければ本来落札していた電源等が不落札となったものに対して容量市場への参加機会を与える措置であるため、**メインオークションでのエリアプライス**※2に基づくものとする
- また、実効性達成率に応じた優先約定による枠取りの低減効果に加え、実効性達成率が100%を上回る過達分についても、本措置によりメインオークションのエリアプライスで契約できる可能性を予め示すことで、枠取りの更なる低減効果が期待できる

※2 約定価格の決定方法として二段階でのシングルプライス方式が適用されている年度については、一段階目のシングルプライスによるエリアプライス

2. 制度詳細の検討

(2) 充当上限容量の算定時期

9

- **充当上限容量**については、充当措置が調達オークションが開催されない場合の措置であることを踏まえると、**調達オークションにおける発動指令電源の応札上限容量において考慮される市場退出容量と同様に扱うことが適当**と考えられることから、**追加オークション開催判断時点（実需給前年の4月頃）における発動指令電源の市場退出容量を適用**してはどうか。
- なお、**発動指令電源の市場退出**は、実効性テストに向けたリスト未提出によるものと実効性テストの未達によるものであり、**調達オークションの開催判断以降に事業者都合で市場退出容量が増加する性質※のものではない。**

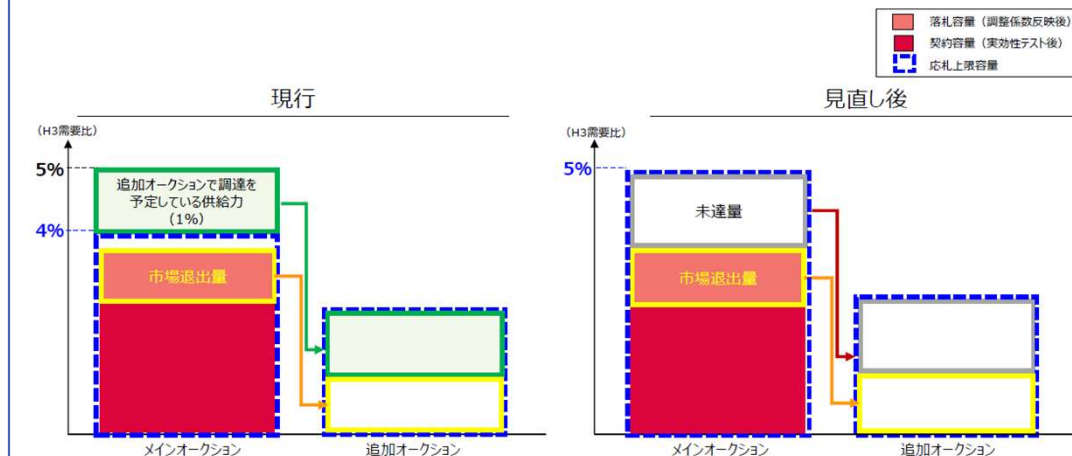
※ これまでの実績においても、調達オークションの開催判断以降に事業者都合で市場退出した事例はない

6. 今後の「追加オークションで調達を予定している供給力」の扱いについて 発動指令電源の応札上限容量の扱い

20

第73回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4（2026年5月27日）

- 追加オークションで調達を予定している供給力の扱いの見直しに合わせて、発動指令電源の応札上限容量の扱いを以下に見直しはどうか。
 - メインオークションにおける応札上限容量を現行の「**H3需要の4%**」から「**5%**」とする。
 - 追加オークションにおける応札上限容量を現行の「**H3需要の1%+市場退出量**」から「**メインオークション未達量+市場退出量**」とする。



2. 制度詳細の検討

(参考) 発動指令電源の応札上限容量において考慮される市場退出容量の扱い

- 調達オークションにおける発動指令電源の応札上限容量において考慮される市場退出容量については、市場退出した部分を発動指令電源の各エリアの調達上限に追加している。

容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2027年度）

エ 発動指令電源の約定処理は応札容量に調整係数を乗じた容量にて行います。また、応札容量に調整係数を乗じた容量が 1,000kW 未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。

なお、各エリアの H3 需要の 1%を上限に調達します。

追加オークションの開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の各エリアの調達上限に追加します。

2. 制度詳細の検討

(3) 充当ロジック

- **調達オークションにおける落札電源の決定方法**では、発動指令電源の応札容量の合計が応札上限容量を超過する、かつ同一価格の札が複数存在する場合、**実効性達成率に応じて優先的に約定する仕組み**としている。
- 充当措置については調達オークションと異なり、応札価格が存在しない中、**充当候補が充当上限容量を超過する場合の充当ロジック**については、調達オークションにおける落札電源の決定方法を踏襲し、**実効性達成率に応じて充当する電源等を決定**※することとしてはどうか。

※ 実効性達成率が同一である場合の充当する電源等はランダムに決定

容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2027年度）

発動指令電源の応札容量の合計が調達オークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で同一価格の応札の落札候補電源を決定します。

- ① 応札上限容量を超過していないエリアは全て落札候補電源とします。
- ② 応札上限容量を超過しているエリア内は実効性達成率の高い順に落札候補電源とします。なお、実効性達成率^{*1}は以下の式で算定します。
 - ・
 - ・（実効性達成率の算定式は省略）
 - ・
- ③ ②において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。

2. 制度詳細の検討

(4) 実施判断 (1/3)

- 現状、追加オークションの開催判断については、実需給前年度の4月頃を目途に、広域機関が需要曲線の原案および必要供給力等を国の関連審議会等に提出し、実施要否について意見を求めたうえで、その意見を踏まえて開催要否を決定している。
- このため、**充当措置**についても**追加オークションの開催判断にあわせ、調達オークションが開催されない場合に実施**することとしてはどうか。
- また、**調達オークションがエリア別で開催される場合は、調達オークションが開催されないエリアにおいて充当措置を実施**することとしてはどうか。

(参考) 追加オークションの需要曲線の原案の策定と公表について

3

- 広域機関は、**需要曲線の原案を作成**し、契約変更、需要想定、必要供給力等の各種状況変化を考慮した上で算定した供給力とともに、**原案を国の関連審議会に提出し、実施要否の意見を求めること**としている。
- その後、国の関連審議会等からの意見を踏まえ、**需要曲線等を決定し、追加オークションの開催について公表**することとなる。

<広域機関 業務規程(抜粋)>

(追加オークションの実施判断)

- 第32条の2第1項 本機関は、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断するため、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）の原案を策定する。
- 2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。
 - 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度の2年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量
 - 二 メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力
- 3 メインオークションの容量提供事業者が第32条の3第3項第1号に規定する容量停止計画の調整業務に基づく調整状況
- 4 一定の蓋然性が認められる容量確保契約容量以外の供給力として、国の関連審議会等により整理された供給力
- 3 本機関は、前項の規定により、リリースオークションの実施が必要と判断した場合、リリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。
- 4 本機関は、第1項及び前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、第2項の規定により判断した追加オークションの実施の要否について意見を求める。
- 5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、追加オークションの実施及び当該追加オークションに係る調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。
- 6 本機関は、前項の規定により決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

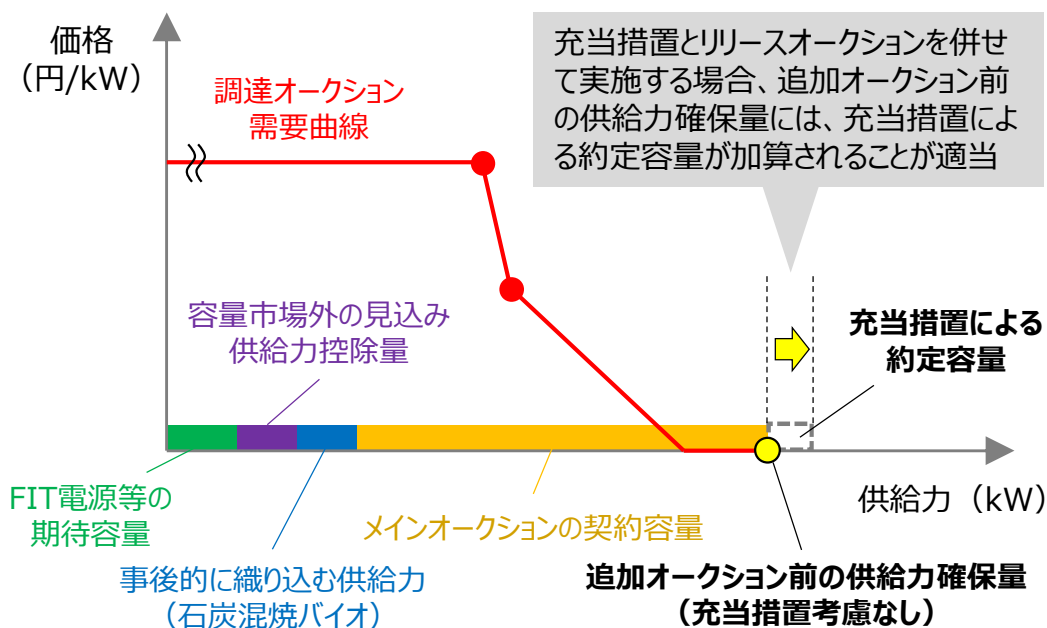
第72回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料5（2026年3月27日）

2. 制度詳細の検討

(4) 実施判断 (2/3)

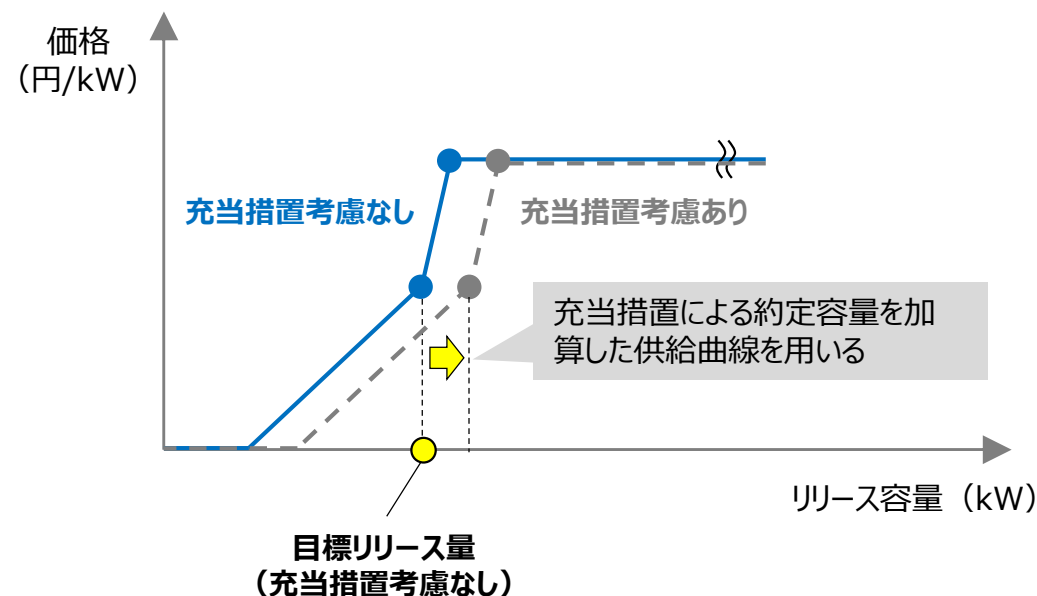
- また、リリースオークションが開催される場合の充当措置の扱いについても検討した。
- リリースオークションの供給曲線は、調達オークションの需要曲線を反転して作成することから、オークション前の供給力確保量がリリースオークションの供給曲線の形状に影響する。
- 充当措置とリリースオークションを併せて実施する場合、リリースオークションにおいては、この供給力確保量に充当措置による約定容量を加算した供給曲線を用いることが適当であると考えられる。

調達オークション需要曲線



調達オークションの
需要曲線を反転

リリースオークション供給曲線



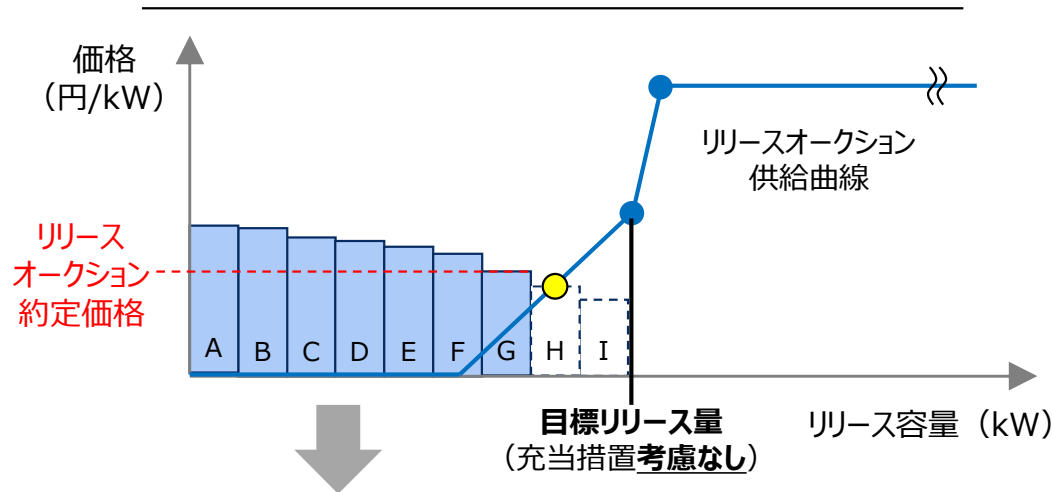
2. 制度詳細の検討

(4) 実施判断 (3/3)

14

- リリースオークションにおいて充当措置による約定容量を加算した供給曲線を用いる場合、下図のとおり、**供給曲線は右に推移することとなる。**
- この結果、充当措置が無い場合に比べてリリース容量は増加し、約定価格は低下するため、**小売電気事業者等へ実質還元される金額が減少する**※。 ※充当措置による小売電気事業者等の容量拠出金負担も考慮
- このように、充当措置とリリースオークションが混在する状況は、充当措置が小売電気事業者等への還元額の減少につながる点を踏まえ、**リリースオークションを開催する場合、充当措置は実施しないこと**としてはどうか。

充当措置が無い場合

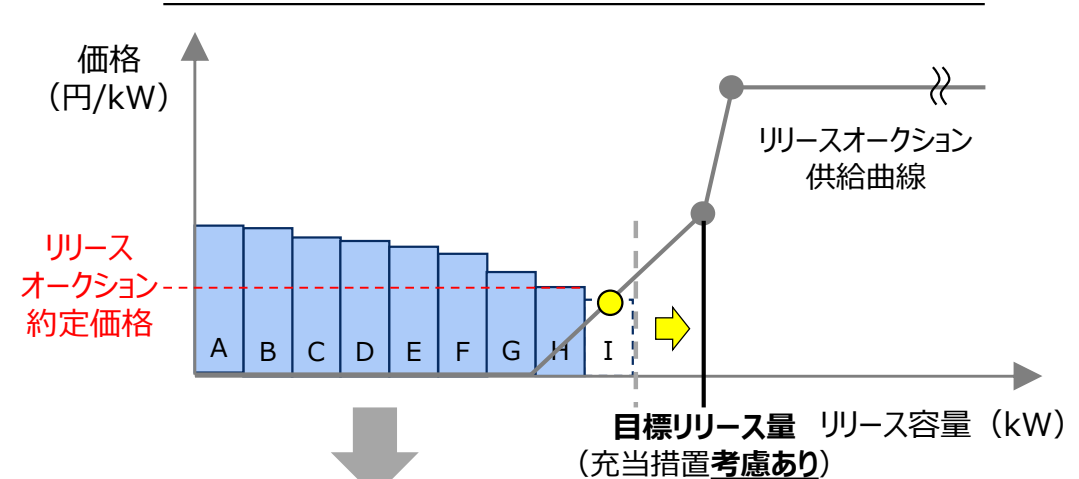


小売電気事業者等へ実質還元される金額

リリース
オークション
約定価格

リリースオークション約定価格
×A～Gのリリース容量

充当措置がある場合



小売電気事業者等へ実質還元される金額

リリース
オークション
約定価格

リリースオークション約定価格
×A～Hのリリース容量

メイン
オークション
約定価格

メインオークション約定価格
×充当措置による約定容量
(マイナス)

2. 制度詳細の検討

(参考) リリースオークションの概要

15

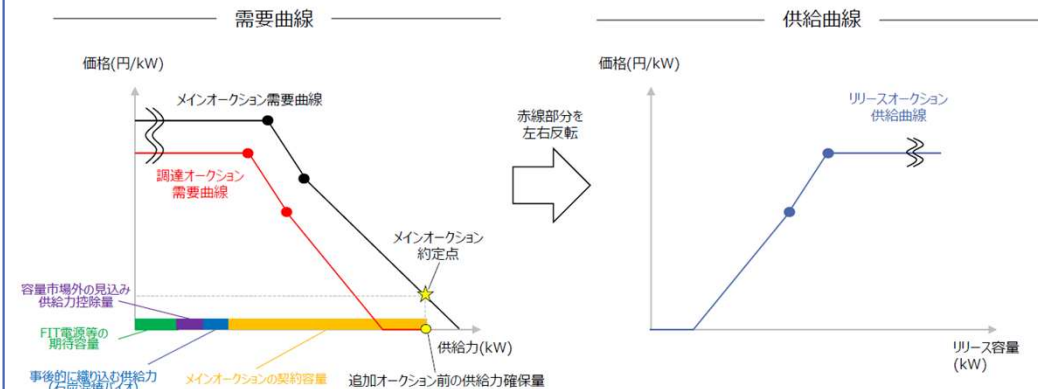
- 全国のリリースオークションの供給曲線は、調達オークションの需要曲線を反転させて作成する。
- 応札に係る需要曲線は、応札価格が高い順に全ての電源等区分の応札情報を並べて作成し、供給曲線と需要曲線の交点から落札電源を決定※する。
※供給曲線と交差する電源等の次に高い応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とする
- 約定価格は、原則として落札された電源のうち最も低い応札価格とし、応札価格が単一の約定価格となるシングルプライスオークション方式で決定される。

容量市場 追加オークション制度詳細説明会資料（2026年2月公表）

第7章 リリースオークション 供給曲線

88

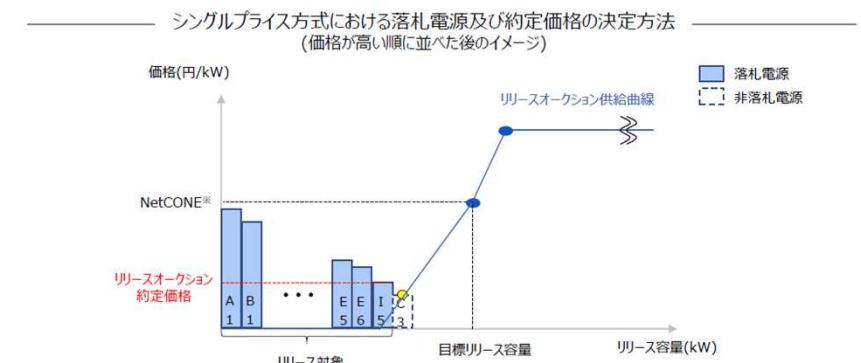
- 本機関が供給曲線原案を作成した後、国が関連する審議会等で原案を審議し、有識者や関係事業者等の意見を踏まえ本機関が供給曲線を決定します。
- 決定した供給曲線及び供給曲線作成要領は、2026年4月に公表する予定です。
- 全国のリリースオークション供給曲線は、調達オークションの需要曲線を反転して作成します。



第7章 リリースオークション リリースオークション(全国)における落札電源及び約定価格の決定方法

89

- 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。
 - 応札価格が高い順に、全ての電源等区分の応札情報を並べ、需要曲線を作成します。
 - 全国の供給曲線と全国の需要曲線の交点から、リリースを行わない電源を決定します。
 - 供給曲線と交差する電源等の次に高い応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とします。なお、応札容量が部分的に落札されることはありません。
- 約定価格は、原則として落札された電源のうち最も低い応札価格とし、応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。



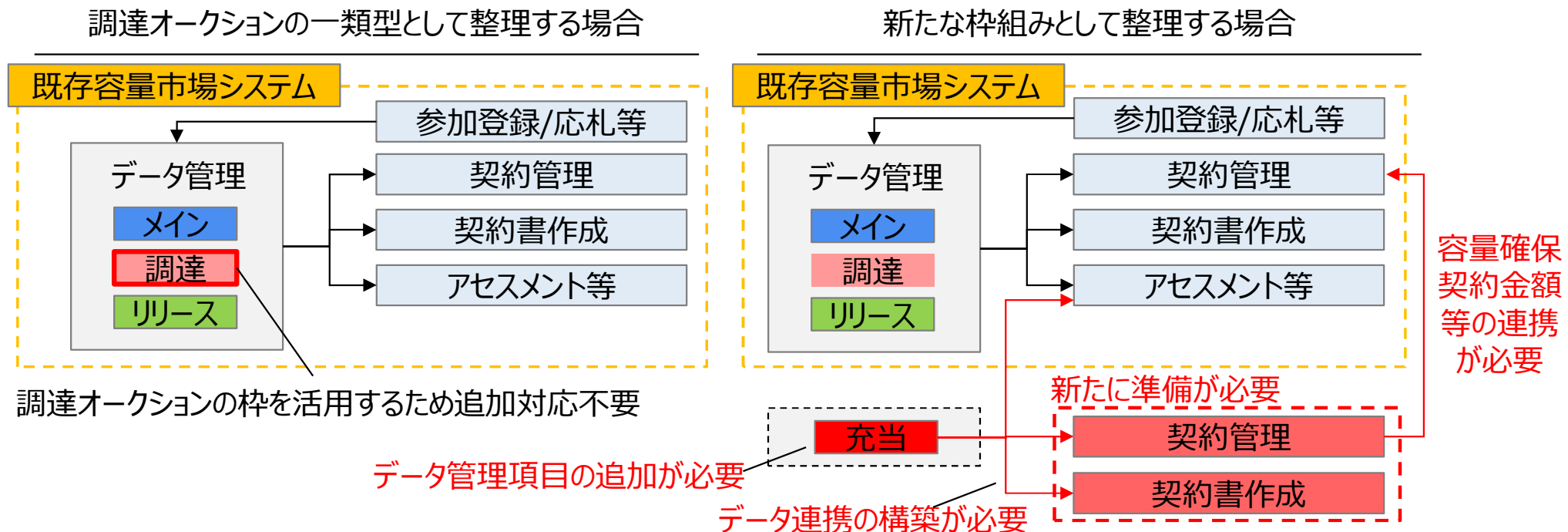
※Net CONEとは新規電源の建設及び維持・運営のための総コストをコスト評価期間で均等化したコストから容量市場以外の収益を差し引いたもの。
(CONEはCost of New Entryの略称)

2. 制度詳細の検討

(5) 実運用に係る扱い (1/2)

16

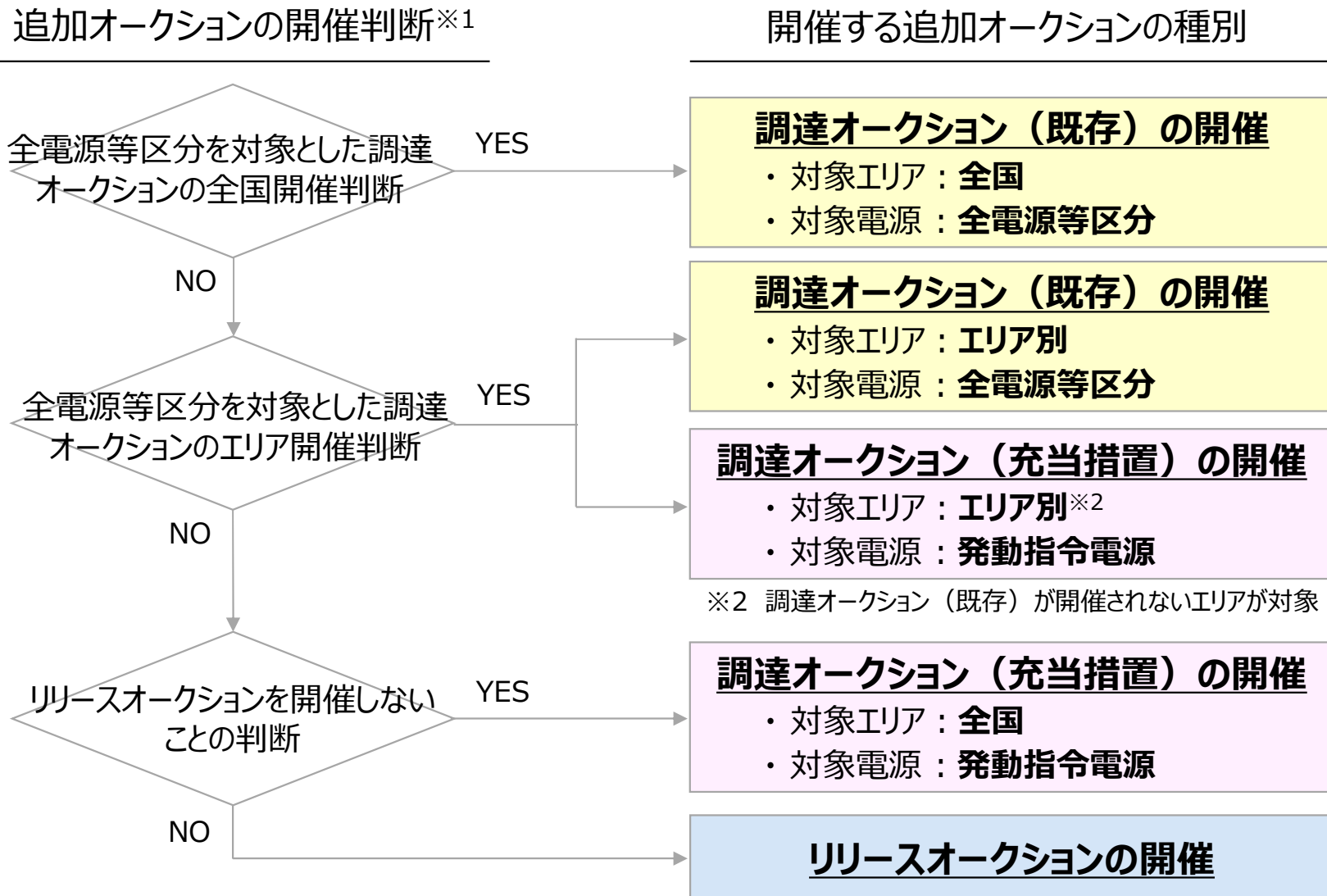
- 充当措置は、既存の調達オークション（全国またはエリア別）が開催されない場合に講じる措置として、既存の制度との関係を踏まえ、その位置付けについて検討した。
- **充当措置を調達オークションの一類型として整理**する場合、既存の枠組みを活用することで、システム改修等の新たな対応を抑えることができるため、**追加オークションの募集要綱への反映により、早期に導入することが可能**と考えられる。
- 一方で、既存の調達オークションとは別の新たな枠組みとして整理する場合、**参加登録や契約管理等に係るシステム改修、契約書の作成など新たな対応が必要**となる。これらの準備には相応の期間を要するため、早期導入の観点から、充当措置は**既存の調達オークションの一類型として整理することとしてはどうか。**



2. 制度詳細の検討

(5) 実運用に係る扱い(2/2)

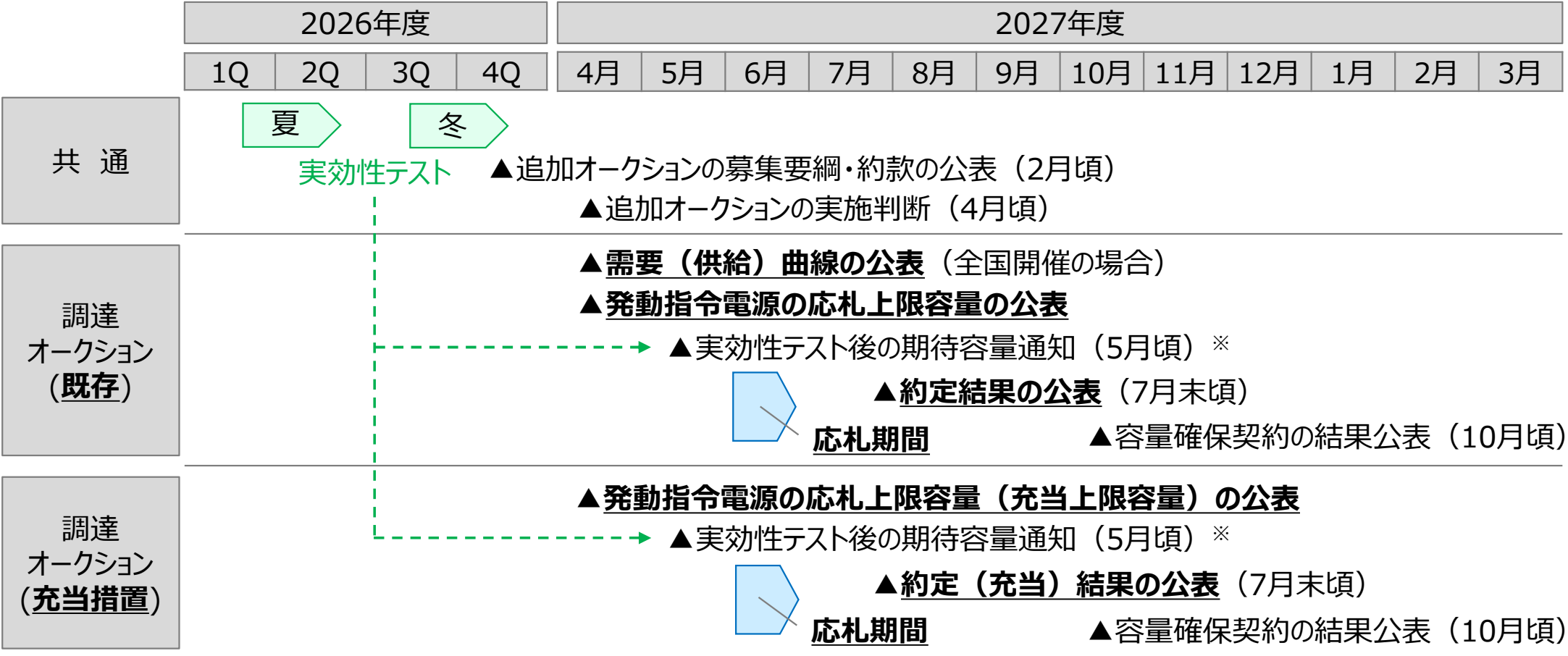
- 追加オークションの開催判断と、開催する追加オークションの種別は以下のとおり。



※1 追加オークション開催前の供給力確保状況と需要曲線の関係から判断する

2. 制度詳細の検討
(6) 適用時期・運用スケジュール

- 充当措置については、既存の調達オークションの一類型としたうえで、**次回の追加オークション（対象実需給年度：2028年度）から適用**することとし、**実施する場合の手順等**については、今後、**追加オークションの募集要綱に反映**するとともに、**入札手続き等の詳細についても業務マニュアル等に反映**のうえ、事業者に周知していくこととしたい。
- また、**充当措置に係る約定処理や結果の公表等**についても、**調達オークションとして対応**する。



※ 追加オークションの参加対象となるものに限る

1. はじめに

2. 制度詳細の検討

（１）充当上限容量と約定価格（契約単価）の考え方

（２）充当上限容量の算定時期

（３）充当ロジック

（４）実施判断

（５）実運用に係る扱い

（６）適用時期・運用スケジュール

3. まとめ

- 今回、発動指令電源の充当措置に関する詳細設計を検討した。
- 充当措置については、既存の調達オークションの一類型と整理したうえで、次回の追加オークション（対象実需給年度：2028年度）への適用に向け、**今後、追加オークションの募集要綱や業務マニュアル等の関連文書への反映を進めるとともに、必要に応じて記載の見直し・明確化を図る。**

	調達オークション（既存）	調達オークション（充当措置）
発動指令電源の参加対象	・メインオークションにて落札した発動指令電源のうち、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量に調整係数を乗じたものからメインオークション契約容量を差し引いた値が1,000kWを上回るもの ・メインオークションにて落札していない発動指令電源※¹のうち、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量に調整係数を乗じたものが1,000kWを上回るもの	
発動指令電源の調達量（上限）	H3需要の1%※ ² + 市場退出容量※ ³	市場退出容量※ ³
約定価格（契約単価）	オークションで決定	メインオークションでのエリアプライス
約定ロジック	・需要曲線と供給曲線から約定処理を実施（約定電源を選定） ・同一価格札は実効性達成率（過去実績）に応じて優先的に約定※⁴	・参加された発動指令電源と市場退出容量から約定処理を実施 ・実効性達成率（過去実績）に応じて優先的に約定※³

※¹ メインオークションにおいて非落札の容量、及びメインオークション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の容量

※² 対象実需給年度：～2029年度の場合（対象実需給年度：2030年度以降は「H3需要の5%－メインオークション落札量」）

※³ 追加オークション開催判断時点（実需給前年度の4月頃）に決定

※⁴ 実効性達成率も同一である場合、ランダムに約定